

京都市告示第 2 6 0 号

土壤汚染対策法第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 2 4 日付け京都市告示第 7 5 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第 6 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指定を解除し、同法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、同区域を次のとおり指定します。

令和 8 年 7 月 2 9 日

京都市長 松 井 孝 治

1 土壤汚染対策法第 6 条第 4 項の規定に基づき指定を一部解除する区域

(1) 土地の所在地

京都市右京区西院西溝崎町 1 8 番 1 の一部、1 8 番 2 の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

2 土壤汚染対策法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき指定する区域

(1) 土地の所在地

京都市右京区西院西溝崎町 1 8 番 1 の一部、1 8 番 2 の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)